



岩美病院での病児・病後児保育利用について

■こんなときに利用できます

病氣中、もしくは病気の回復期にあり、集団での保育・教育が困難な乳幼児から小学校6年生までの児童で、保護者の方の仕事の都合、傷病、冠婚葬祭などにより、家庭で育児を行うことが困難なときに、保育を行います。

■ご利用いただける方（①～③のいずれかに該当する方が利用できます。）

- ①岩美町在住の方
- ②岩美町の保育所または小学校に通っている方
- ③保護者が岩美町内に在勤している方

■保育場所・利用時間

岩美病院（岩美郡岩美町浦富 1029 番地 2 Tel0857-73-1421）

当日の受診後（9：30以降となる見込みです。）～17：30

※利用を希望される場合は、岩美病院小児科を受診し、小児科医師の許可が必要となります。

■利用について留意していただきたいこと

- ①前日予約は可能ですが、当日の受診が必要となります。保育時間は前日予約でも、当日申請でも変わりません。
- ②連続で預ける場合、利用日ごとに受診が必要となることがあります。
- ③保育中に発熱または症状が悪化した場合は、診察をすることがありますので、連絡が取れるようにしておいてください。急なお迎えをお願いすることもあります。診察をした場合、医療費がかかります。
- ④院内に入る場合は、マスク着用をお願いします。
- ⑤発熱患者の待機場所の前を通過して保育室に入ることをご承知ください。

■対象疾患

溶連菌感染症、胃腸炎等、岩美病院小児科医師が必要と認めたもの

※新型コロナウイルス感染症（同居家族が陽性の場合を含む。）、インフルエンザ、はしか、結核はお預かりできません。

■定員 2名

■利用料（1日あたり）

	岩美町内に住所を有する場合	岩美町外に住所を有する場合
住民税課税世帯	2,000円	2,500円
住民税非課税世帯	1,000円	1,500円
生活保護世帯	無料	無料

■登録手続き

利用の前にあらかじめ登録が必要となります。

- ① **登録申請書** + **予防接種・病歴票** を岩美病院または役場子ども未来課に提出してください。

※町外にお住まいの方は最新の所得・課税証明書をご提出ください。
(利用される年ごとに提出が必要です。)

- ②役場から **登録決定通知書** が届きます。

利用のしかた

利用手続き

利用申請書 および 病状連絡票 を記入して岩美病院小児科を診療時間内に受診し、医師の許可が出れば、利用ができます。保育士の手配に時間を要することがあります。

【岩美病院小児科診療時間】

診療日…月～金（休日を除く）（火・木の午後は休診）

	診療受付	診療開始時刻
午前	7:30～10:30	8:45
午後	1:00～4:00	2:00

※前日の時点で利用を希望される場合は、岩美病院または役場子ども未来課へ連絡をお願いします。その場合でも、当日に受診が必要となります。キャンセルの場合は、役場子ども未来課へ朝7:30までに連絡してください。

利 用

●当日の受診および利用について

- ① 診察を受け、医師の許可が出れば利用ができます。
- ② 病状連絡票 を保育士に渡し、お子さんの様子をお伝えください。
- ③ 安全な引き渡しのため、お迎え確認表 に、迎えに来る可能性のある方を記載してください。
- ④ 利用終了時間までにお子さんを迎えに来てください。
迎えの時間に変更がある場合は必ず連絡してください。
- ⑤ 次回利用確認票 を保育士に提出してください。

病状連絡票 に保育中の様子などを記入してお返しします。

※昼食・3時のおやつはこちらで用意します。

※発熱または症状が悪化した場合など、連絡して迎えに来ていただくことがあります。

支 払 い

お帰りの際、納付書 をお渡しします。

町内金融機関、役場出納室、保育所等でお支払いください。

■準備して欲しいもの

- ・くすり（朝のくすりは飲ませておいてください。）、マスク（可能な限り着用をお願いします。）ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、ゴミ袋(2, 3枚/使用済みおむつはお持ち帰りください)、お茶等を入れた水筒、コップ、スプーン、フォーク、箸、歯ブラシ、着替え、おやつなど
- ・その他お子さんの好きなもの(遊び道具など)

< 問い合わせ・連絡先・苦情受付窓口 >

岩美町役場 子ども未来課 こども家庭センター

電話 0857-73-1424 FAX 0857-73-1583